

平成 24 年度 にいがた住まいの基本計画推進有識者会議 議事録

開催概要

- 日時：平成 25 年 2 月 15 日（金） 午後 2 時 00 分～4 時 00 分
- 会場：新潟市役所本館 6 階 第 2 委員会室
- 出席者：委員 7 名，事務局（住環境政策課）8 名

議事録

【事務局】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より平成 24 年度第 1 回「にいがた住まいの基本計画推進有識者会議」を開催いたします。

私、事務局の住環境政策課 課長補佐の鈴木と申します。

どうぞ、よろしく願いいたします。

また、今年度の会議の開催が大変遅くなりまして、委員の皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしましたこと、この場をお借りして深くお詫び申し上げます。

本日は、傍聴の方はいらっしゃいませんが、会議は、公開で行わせていただきます。

会議の概要につきましては「新潟市付属機関等の会議の公開に関する指針」に基づきまして事務局で議事録を作成し、配布資料とともに速やかにホームページで公開させていただきます。なお、議事録作成のため会議の音声を録音させていただきますのでご了承願います。なお、私の進行の役割は開会にあたっての説明までとさせていただきます、次第「2」以降の議事進行は五十嵐委員長にお願いしたいと思っておりますので宜しく願いいたします。

はじめに、事務局より新しい委員を紹介いたします。

平成 24 年 4 月より本市の都市政策部長となりました 井村 久行でございます。

一言ご挨拶申し上げます。

【井村委員】

（井村委員挨拶）

【事務局】

続きまして、新潟市建築部長の遠藤 良博でございます。

【遠藤委員】

(遠藤委員挨拶)

【事務局】

委員の紹介は以上です。

なお、本日は全委員からご出席いただいておりますのでご報告いたします。

続きまして、事務局を紹介いたします。

住環境政策課長の近松でございます。

課長補佐 清水でございます。

住環境整備係長 會澤でございます。

住環境整備係 宮木でございます。

住環境整備係 丸山でございます。

住環境整備係 國原でございます。

住環境整備係 北見でございます。

以上で、事務局の紹介を終わらせていただきます。

では、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料をご確認ください。

はじめは、本日の会議の「次第」となっております。

次からが会議の資料となりまして、

資料1「にいがた住まいの基本計画に基づく主な施策・事業等一覧」

資料2「にいがた住まいの基本計画に基づく重点施策・事業等一覧」

資料3及び資料4は、にいがた住まいの基本計画に掲げた指標についてです。

資料3が指標の見直しについて、資料4-1が「指標の一覧」、資料4-2が「指標別の実施状況」となっております。

次に、

資料5「にいがた住まいの基本計画改定スケジュール（案）」

資料6「最近の住宅施策の動向について」

ということで本市の最近の住宅施策として、空き家に関する取り組みに関する資料を配布させていただきます。

空き家対策につきましては全国的にも話題として取り上げられておりますが、本市におきましても重要な課題として認識しているところでございます。今年度モデル地区におきまして実態調査などを実施しておりますので、その結果や今後の対応等について説明させ

ていただきたいと考えております。次第6におきましては空き家問題の他にも最近の住宅施策の動向について委員の皆さまから意見交換をしていただければと思っておりますので宜しく願いいたします。

会議の資料については以上6種類の資料の他に、本日の座席表、委員名簿と参考資料を配布させていただいております。お手元にお配りいたしました「配布資料一覧」をご参考に、ご確認をお願いいたします。また、不足資料等がございましたら、事務局の方にお申し付けください。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、開催要綱第4条第2項により会議の議長は委員長が行うこととなりますので、ここからの議事の進行は五十嵐委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【五十嵐委員長】

(五十嵐委員長 挨拶)

それでは、進行に移りたいと思っております。

まず最初に議事録署名委員を決めさせていただきたいと思っておりますが、本日は、黒野副委員長と遠藤委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願い致します。

【黒野副委員長・遠藤委員】

(異議なし)

【五十嵐委員長】

それでは、今ほど事務局からお話がありましたように、空き家の取り組みについての説明が最後にありますので、少し資料も多くて時間がかかるかな、ということと、県や全国的にも大きな課題ですので、そちらの方に皆さんのご意見をいただく時間をとりたいので、前半はできるだけスムーズにと思っておりますのでご協力宜しく願いいたします。

それでは、次第2の「にいがた住まいの基本計画に基づく施策の実施状況」について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

(資料1, 2と参考資料について説明)

【五十嵐委員長】

ありがとうございました。

膨大な項目の中から、重点的なところを資料をもとにご説明いただいたわけですが、今のご説明いただいたところ、また事前に資料1, 2をご覧いただいておりますのでお気づきの点とか、

ご質問・ご意見ございましたらお願いしたいと思います。どうでしょうか。

【佐藤委員】

私の方からは2項目あります。まず、健幸すまいリフォーム支援事業は本当にありがたかったです。非常に皆さん活気づきました。また、私の友人の会社はこの健幸すまいリフォーム支援事業の申請書を作成する専門のパート社員を雇ったのですが、そのように一人の雇用にも繋がりました。北区の会社なのですが、北区は非常に古い住宅が多く、また高齢の方も非常に多くて、この事業を活用して男性用の小便器と和式の便器がある二つのブースを一つにして、洋式便器に取り替えて、手すりも付けて広いトイレができたということで非常に喜んでおりました。また、地元の工務店さんも仕事に繋がって、また早くこの事業が始まらないかなと皆さん心待ちにしておりますので宜しくお願いします。

あと、耐震の方ですが、こちらも年々耐震診断を受ける方が非常に多くなってきております。またその中でも、耐震設計ですとか耐震改修ですとか、一頃に比べるとそこまで頑張っただけでやりたいという方も年々増えてきております。その中で、私が近年とても気になっていることがあるのですが、それが、中古住宅を購入の方です。中古住宅を購入して、リフォームをして快適に暮らしたいと思っている人が最近非常に多く見受けられます。実際にあつた話ですが、昭和56年以前に建てられた中古住宅を買われて、リフォーム業者の勧めで、昔の二間続きの和室の間仕切り柱などを、ポンポン取り払って、今の若い方が非常に喜ばれる広大なリビングダイニングができました。「本当にきれいになったね。」というって住み始めたところ、多少の風でも揺れがひどくて、だんだんちょっと傾いてきて、耐震診断をしたところ、(Is値が)0.2にも及ばなくなったというひどい状態になって、裁判にまでなっていたという事例がありました。

リフォームというのは、面積が増えるわけでもないのに、確認申請というものがいらなくてできてしまう。これがいわゆる脱法、法をくぐりぬけてできる改修ということになってしまうのです。そういったことが、一例でなくて非常にたくさん聞かれるようになってきております。せっかく中古住宅を買って快適に住みたいと思っているのに、中古住宅購入予定者にもせめて耐震診断を受けられるような、そんな何か対策ができないものかと非常に思っております。中古住宅購入者も耐震診断が受けられて、耐震を兼ねたリフォームの対策がわかれば、もっと安心安全な住宅になっていくのではないかと思っております。中古住宅を購入してリフォーム後のトラブルを防ぐ方を是非検討していただきたいと思っております。以上です。

【五十嵐委員長】

ありがとうございました。

1点目の方は地元の人たちに頼まなければいけないという条件があることが、地域貢献になっている、地域の活性化に繋がっているという本当にいいお話だったなと思えますし、

2点目については後での空き家とも関係するのかなと思いますけど、中古住宅を購入した段階でリフォーム前に耐震診断を受けられるかどうかというところですが、事務局、そういった情報とか何かありませんか。

【事務局】

今の補助制度ですと居住者ということになっておりますので、まだ居住していないということについては今のところ対象にならないと思います。

【五十嵐委員長】

なるほど。購入して自分の持ちものになるのが確実な時に可能かどうかということについてはどうですか。大体、古い家買いますものね、中古だとね。そういう意味ではしっかり改修したところで安心して住めるシステムを考えてもらうといいのかなと聞いていて思いましたが。

【事務局】

はい。

【五十嵐委員長】

他にいかがでしょうか。

耐震診断は、高齢者無料というのと、5000円というものが生きて、他の市からもうらやましがられるというか、県の耐震化率をあげているのが新潟市ということなのですよ。そういう意味ではありがたいところですけど。他によろしいでしょうか。また、お気づきの点がございましたら後ほどでも結構ですので、次に進みたいと思います。

では3番「にいがた住まいの基本計画における指標の見直し」、4番「指標の達成状況」ですが、3と4と関連性がございますので併せて説明をお願いします。

【事務局】

(資料3、4について説明)

【五十嵐委員長】

ありがとうございました。指標そのものを経年で比較できるものと、制度が変わって比較できないものがあるという。変わったものについては新たなものと総合的に最終的に併せて評価していきたいという、事務局のそういう趣旨での説明であったわけですが。内容とかどうして進まなかったかというのでもいいのですが、何かご質問とかご意見ありましたらお願いいたします。

確か、すまいづくり教室のDVDですけれども、1巻あたりの平均貸出数という書き方になっていますが、何人ぐらいが借りにきたかという、そういうものってわかるのでしょうか。

【事務局】

申し訳ありません、今は貸出数でしか数字がなくて。

【五十嵐委員長】

そうですか。上が家族で人のことをいっているので、下も人がわかったほうが、大勢の人が借りて行きましたよ、というほうがいいのかな、と。

【事務局】

そうですね。

【五十嵐委員長】

1巻あたりというよりも、総人数のほうがいいのかなと思います。

【事務局】

わかりました。

【五十嵐委員長】

それは調べればわかりますよね。

【事務局】

調べればわかりますので、評価をする時に同じようなレベルに合わせた評価の方法にしたいと思います。

【五十嵐委員長】

他にいかがでしょうか。ご質問や「ここはどうなっているんだ」というのでも結構でございますが。

統計的にデータがでないのは仕方がないわけですよ。

【事務局】

はい。

【五十嵐委員長】

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、次に5番目「にいがた住まいの基本計画の改定スケジュール」についてご説明をお願いします。

【事務局】

(資料5について説明)

【五十嵐委員長】

はい、ありがとうございました。何かご質問・ご意見ございますでしょうか。

県の方の住マスは黒野委員も関わっていて、3月に会議がありますね。そこで決まる予定ですが。市の総合計画も来年度くらいから、始めるのでしょうか。

【事務局】

そうですね、まだ情報は入ってきてないのですが。平成26年度までの計画ですので、同じように進んでいくのかなと思っています。

【五十嵐委員長】

そうすると、そちらとの整合性を取りながら進めていくことになるのですね。

【事務局】

はい、それも必要になってくると思います。

【五十嵐委員長】

特にこれはやらなくてもよいということはないと思いますので、このようなスケジュールでしっかり作っていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最初にお話ししました空き家も含めた「最近の住宅施策の動向について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料6-1～6-5について説明)

【五十嵐委員長】

はい、ありがとうございました。短期間でいろいろとご協力いただきながら、とても参考になる資料が得られたと思うのですが。先ほどの中古住宅の活用、そういったものにも関連してくる内容かなと思うのですが。お気づきの点とか、これからもう一回調査をやるというところにこんなことを追加したらいいのではないかな、そういったものがありました

たらずひご意見とかいただきたいと思います。いかがでしょうか。

新潟は都会と違って、素晴らしいなと思ったのは、7割の自治会長さんがちゃんと空き家を把握している。こんなに高い数字なのかなとちょっとびっくりしたところです。私個人的にはですね、5～6割かなと思っていたので、結構高いなと思いましたね。

【高松委員】

ご質問よろしいですか。

最後のページになりますが、空き家の所有者の年齢というところで、60歳以上と70歳以上で大半を占めて、非常に重要な問題になると思うのですが、この所有者の方の相続、その辺までは踏み込んでいないのでしょうか。

【事務局】

実際どのようにその空き家を所有したかということで、こちらのA4の資料6-5の2ページ目の方に、問3番「空き家となる以前はどのように利用していましたか」ということで、私どもがアンケートを送った空き家の所有者の方の立場で、①番としては「主たる自宅」、自らの自宅として使っていて、今は引っ越して空き家になっていますとか、②番「親や親族の主たる自宅」ということで、親が住んでいた住宅で、いわゆる相続をされて自分がいま所有していますとか、もともと住んでいなくて、③番「貸家」とかそういうもので使っていますとか、自分が住んでいたことではないです、ということ、そういう調査はしておりますので、まだ今回クロス集計とか分析というものをお示ししてないのですが、そこから年齢とのクロスをしていくと、どの年齢層がどういう経緯でその住宅を取得したかということは出せると思います。

【高松委員】

取得するまではここに出てくるのですが、その後ですよ。高齢者が多いので、その後、相続する人がいるのかいないのかというところは。

【事務局】

そのことについてはアンケートをしていなかったです。私どもも、ちょっとここまで高い数字が出てくるとは思わなくて。その辺がちょっと足りなかったところです。

ちょっとよろしいですか。

【五十嵐委員長】

はい。

【事務局】

所有者の年齢が高いということについてですが、私どもも、これについては危機感を持ちました。なぜかという、年齢が高いということは近いうちに亡くなられる可能性が高いからです。

そうすると、その後また踏み込んでいくのに非常に手間がかかるだろう、所有者がわからなくなってしまうだろう、ということで非常に危機感を持っているわけです。では何をすればよいのか、ということで、今考えているのは、地域に入っているいろいろな話をさせていただいて地域との連携を切らさないということです。地域が状況を把握できているので、所有者、地域と我々がつながっている状況を常に作り出していくことによって、もし所有者が亡くなられたとしても何らかの情報を得られるように、そういう関係をつくっておくのがいいだろうと。つまり、空き家の所有者がわからなくなるのを未然に防ぐ方策を我々が考えていかななくてはならないということがこの調査で分かり、非常に参考になったところでした。以上です。

【五十嵐委員長】

自治会長さんが3割近く空き家をわかってないわけですよ。それを増やさないようにするということと、放っておいたら結局未登記のものが増えてきて跡を追えなくなるといふことですよ。相続をちゃんとできないで、いろいろごちゃごちゃしていると未登記で全然わからないというのがどんどん増えていくわけですよ。それをできるだけ少なくするための手立てをこれからやらなければいけないですね。

他に、いかがでしょうか。黒野委員、どうぞ。

【黒野副委員長】

今後の課題整理の中で書いていただいています「庁内連絡調整会議で連携強化」ということは、とても大事ななあというふうに思い、やっていただきたいなあと思うのですが。といいますのは、先ほどご説明ありましたように、今のように自治会の方が把握しておられるというのは、たしかに新潟市の意見だと思えますけども、それに頼っているというのはちょっとどうなのか、と。やはり自治会に対して住環境政策課さんの方から何か情報を提供できるようになってないといけないのではないかと思いますので。さっき、税務台帳でしたか、そういうのを見られれば、同じ市役所の中なわけですから、あまり個人情報、細かいところはともかくとして、でも、住環境政策課さんの方からこういうところは気をつけた方がいいですよ、みたいなことをおっしゃっていただければ、自治会としても動きやすいと思いますし、そういう風な、なんていうか、大事なことは庁内の方で協力していただいて、そういう情報提供をしていただけるとその自治会の方もうちよっといういろいろさらにコミュニティを強めていくようなことをやっていただけないかなあ

という風に思いますので。この調整会議っていうのはぜひ、進めていただきたいなと思います。

【事務局】

はい。

【五十嵐委員長】

朝妻委員，どうぞ。

【朝妻委員】

はい。個人情報保護法でそこまでできるかどうかはちょっと不安ですけども、今町内会の方が空き家の約7割ぐらいはわかるという風にお答えになっていますけども、実際たとえば、登記されていておっかけられたのが5割ぐらい。ということは2割ぐらいは町内会の方しかわからない、という状態だと思うのですよ。ただ、年齢層でいきますと（所有者を）追えたとか（空き家を）持っている年齢層は、60代70代がほとんどだという。それは残りのその町内会さんでしか把握していないのもそういうような割合がある程度当てはまるということは可能だと思うのです。そうしますと、町内会さんでわかってらっしゃる、それを今持ってらっしゃる60代70代の方は町内会がわかってらっしゃいますけども、その方たちが亡くなると（相続された方は）町内に住んでないので、たぶん亡くなったとしたら、もうわからなくなると思うので、今のうちにもしできれば、逆にそういう風な情報を市の方で吸い上げておいていただければ、もし亡くなった場合、それを考えるかどうかはともかくとして、そういうことをちょっと考えておいて頂ければ、わからない数を減らすことができるのではないかなとは思っているのですけれども。

【事務局】

はい。やはり、所有者さんの情報を途切れさせない、これがたぶん一番重要になってくるのかなと思っておりますので、できれば今回もまた、自治会さんといろいろお話をさせていただいて、そういう風な仕組みづくりができないかなということで、いま話している自治会等もありますので、そういうものがモデルとなって、新潟市全体に浸透していけばいいなという風には感じております。

【朝妻委員】

あともう一つ大きな問題で、これって多分全国的にかなり問題になっていまして、日曜日の「噂の東京マガジン」にも一度取り上げられたことがあったかと思うのですけども、今この写真を見させていただいて、例えば上の「廃屋と感じて危険となる」ような写真が、これたぶん農村地とかそういうところのお写真なのですけども、こういったものが下町と

か新潟にあったら非常に危ないと思うのです。だから、そういうのに対して、どこの自治体さんかはちょっと忘れましたが、解体費用の一部を補助というのでかなり解体が進んで、こういう風な廃屋がなくなったという例があるかと思うので、そういったこともちよっとこれから考えていっていただけるとありがたいかと思うのですけども。

【事務局】

おっしゃられる通りで、地域住民が一番問題と感じる空き家はやはりこの危険な空き家で、先ほどのアンケートでも7割8割が他は特に問題がないとっている。これはたぶん良好な空き家というのは地域もあまり危険と思わない。やっぱり私どもに通報なり、いろいろお問い合わせが来るのが危険な空き家というところになりますので、私どももやはり最初に進めていかなければいけないのはこういう空き家、これをどう危険を解消していくのか。その選択肢の一つとして、おっしゃられる通りの空き家の解体費をどうしていくのかと、それもやっぱり検討の中の一つになってくるのかなと。また、もちろん空き家というのは、個人の財産とか、その跡地の利用をどうするかそういう面でもやっぱり自治会さんともいろいろとお話をしながら、中にはどこかの市では除却後の空き地を自治会に管理してもらったりという事例もございますし、いろいろなこういうものを地元と話しながら何ができるのかということを検討していきたいなというふうには思っております。

【五十嵐委員長】

他に。井村委員。

【井村委員】

あの先般事務局の方にお伝えしたと重複いたしますが、建物の飛散だとか落下とか、それは目に見えて明らかに壊れかからない限りは特に問題はないと回答されてしまうとと思うのですが、そこに人が住まなくなることで、その地域の活力について問題はないのかとか、その地区に新しい人をどう呼び込むとか、そういったところを総合的に、今回取り急ぎの調査ということだったと思いますが、そういったことを踏まえて、それではどういう風に行政が支援できるか、たとえば、まちづくりのミニ区画整理みたいなものができるかどうかとか、そういったところの人の支援制度とかは既に市も持っていますので、それにつながるやり方を、この次の調査や今後数年間の中で早急にやっていかなければいけないのかなあと思います。今、売却・賃貸を募集されているのが1割ちょっとくらいですけども、潜在的には3割ぐらいの方にそういう意思があるということで、やはりその売れるものなら売りたいけれども売れないだろうから売りに出さないという状況だと思います。それを合わせれば4割ぐらいは思っておられる方が潜在的にいるということだと思います。それを地域全体がどう受け止めていくのかということが、今後どういう風にまちづくりをリニューアルしていくのかということと繋がってくると思いますので、建築部だけじゃ

なく横断的に、市の中でそういう情報を共有していかなければいけないと思います。

【五十嵐委員長】

佐藤委員，どうぞ。

【佐藤委員】

ちょっと補足としまして，調査していくにあたりまして，まずは朝妻委員もおっしゃたように，空き家の抵当なのですけれど。これもちょっと実例だったのですが，長屋の空き家があったのですね。そこにずっと空き家に住んでいた方がいて，長屋なのでおかしいなと思いながらも電気，ガス，水道はもちろん使えてないのですが，たまたま畑に農家の方が畑用の外水栓を引いていて，その水をいただいて暮らしています。その後発覚してその人はいなくなったというか，（去って）行ったのですけども。あと，少子高齢化が進んでいくにあたって，家が3つあるっていう人がいました。長男・長女が結婚して，長男は今まで自分の家で親と暮らしていて，長女も自分の家で親と暮らしていて，結婚してアパートに暮らしていたとすると家が二つになるのですが，そこで自分たちの家を建ててしまった場合に，後々家が三つあるんだよって。最近なのですが，一人暮らししていた母親が暮らせなくなって施設に行ってしまったのですね。それで，自分たちはまだ若くて，お母さんはもう施設に行っていないので，先ほどのように中古住宅として売りに出したいと。それはまあ，ほんとにいい方なのですけれども，やはりそういう実態を少しでも，まあ個人情報も確かになんですけど，それがやっぱりネックになって。本当はもっとここまで進んでいけるのになかなか進めないっていうのも実態にあったと思うのですが，意外とびっくりするくらいわかっているのが民生委員さんなのですね。自治会然り，民生委員さんがここまでこの人の個人情報を把握してくれていたんだって。友人で何人か民生委員をしている人がいるのですけれども，確かに「公には言えないのだけど，この人がとても暮らせなくなって県外の長男の家に行くことになったのよ」って。そして「ここが空き家になってしまうのね」っていう話をしていたりしています。ですから，今後の調査の中で，民生委員さんの協力も否めないかな，と思います。お願いいたします。

【五十嵐委員長】

ありがとうございました。

今のお話を伺っていて，まず，空き家については所有者の確認をとにかくちゃんとやっていくことがまず一つあるわけですけども，その空き家の管理と運用ですよ。管理を所有者がある程度やれる状態で，今，ちょっと個別の資料の6-5をみていたら「どんなことをしていますか？」というのに，掃除だとか，庭の手入れだとか，内外の点検とか。我が家も歩いて3分のところに一つ空き家を持っていてそれだけはやってはいるのですけれど

ども、古い家なのでどうしようかと、もう全部当てはまる内容がいっぱいあるんですけども。そういう中で、その運用をどういう風にするかといったところ、まちづくりとの関連がありますし。それから、リフォームの難しさって、先ほどの耐震診断も含めまして、人が住んでない状態で古くなっていると心配で、やっぱり売れないのではないかと思ったりするという。そういうことがアンケートでも出ていましたし。実際それをうまく制度的にできると、売りたいのだけどダメかなみたいな人たちが、売れる可能性が出てくるのかな、というところですよ。それから危険な空き家に対しての対策ですね。そういったものもあるかな、というところ。整理するとそんなところかな、と思ったりしたんですけども。市としてできるところはどこまでかとか、現状でできること、それから新たな制度を構築していくのに何がネックになるのか、何ができるか。そういう検討もぜひやっていただいて、市がやっぱり関わりながら、地域の衰退をとどめていく、あるいは活性化していく方向をぜひ、この調査も含めて考えていって、次の指標のところとか、それこそ次のまちづくり、市の総合計画にも結構空き家問題はもう、全国的に大きな課題でもありますので、まちなかと周辺の空き家、両方いろいろ意味があるかな、と思いますので、そのあたりを整理していただけるといいのかな、と思いました。こんなところのまとめ方でよろしいでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

【五十嵐委員長】

黒野委員，どうぞ。

【黒野副委員長】

せっかくなまく纏めていただいて、あれですけど。今の五十嵐先生の話でちょっと思ったのですが、中古住宅の活用の部分なんですけれども。もしかしたら、活用しようとしたときに金銭面で整えるのにハードルが高いからちょっとできないし、予定がないと思っていらっしゃる方も多いのではないかなとちょっと思いました。先ほどの参考資料の1とかから5ぐらいまででご説明いただきました、「健幸すまいリフォーム支援事業」など、先ほど佐藤委員がおっしゃいましたが、確認申請ではなくても、耐震の評点ですとか、あるいは今ですと環境の負荷とか断熱性能みたいなもの、最低限そこだけは、建築技師の方や耐震診断士の方がチェックされて、そして手をいれたら、流通できるというか、していいよというふうにもし整えて頂けるのであれば、だったら、使っていこうと思う方も多いのではないかなと。さらに言えば、それが市営住宅として使われたり、資料では市営住宅の供給戸数の目標値の53%ぐらいだったかなと思うんですけど、まちなかであればそういうところに住みたいっていう方もおられるのではないかと思いますので。ちょっとそこは

わかりませんが、使っていきたいと思っている人は多いのではないのかなと感じますけど。

【五十嵐委員長】

直接的ではないのですが、いま、それこそ福島から避難している方が新潟市内、まだ沢山いらっしゃるって、今のところまだ補助のあるアパートとかに住んでいらっしゃる方が多いわけですが、中には、もう新潟に住もうと思っている人も少なからずいらっしゃるという風に聞いております。そういう人たちはやっぱり新築となるとハードルが高いでしょうし、中古住宅で性能がよく安心して住めるという。そういったものが、この調査の中からも施策が作られて提案できる。期限が切れるまでに、そういったことが提案できるようなものがあればいいのにな、と思っております。

他にございませんでしょうか。

これまでのデータも含めて何か。指標とかも。よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

ちょっと

【五十嵐委員長】

はい、どうぞ。

【佐藤委員】

今の空き家なのですけれども。実は私もほんとに他人事ではなくて、私のなれの果ては空き家になるのですね。ほんとに、認知症になって、訳わからなくなる前に、たとえば、公正文書か何かで、私が亡くなったら新潟市に寄付しますので、どうかグループホームですとか、たとえば、一戸建ての市営住宅があっても良いのではないかとすごく思っています。みんながそんな風に、4階建ての鉄筋コンクリートのものとかよりは、地元の普通の家に暮らしたいという人もいられると思いますので、戸建ての市営住宅として使っていただけないかというそんな思いを持っています。

【五十嵐委員長】

これから、結構そういう人多いと思うのですよ。我が家もどうなるかわかりませんが。ほんとに、今までの制度では追いつけないところとか、こぼれるところとか、いっぱい出てくるのではないかなと思うのですよね。そんなところも、次の計画の中にぜひ入れていただければという風に思います。いろいろなアイデアをいただいてありがとうございます。あとよろしいでしょうか。

何か事務局からコメント等ございましたら。

【事務局】

終わる前に一言だけ。今日はお忙しい中ありがとうございました。今日いろいろお話いただいた通り、私どももお話させていただいた通り、いま喫緊の課題としては空き家ということで、これも来年度中心に取り組んでいかなければいけない流れを持っています。いま地域に出ていますけども、地域に出ながら、あと役所の中でも、非常に多くの課がこれに関わらなければいけないということで、空き家の調査をしていくとやっぱり突き当たるのは高齢者というところを、福祉的な部分、当然突き当たってまいりますので、そういうのも含めて一緒になって考えていければ一番いいのかな、という面と、私どもの本来の仕事としては、活用の面を考えなければいけない、ということで活用の面も中心にですね、佐藤委員のように寄付していただければというようなところも含めまして、来年度、今度新しい計画に向けての準備作業にも入らせていただきます。それで、皆様のまたご意見をいただきたいと考えているのですが、残念ながら、3月で任期が切れるということもございます。ただ、私ども、できれば皆さん継続させていただきたいな、という希望も持っておりますので、その辺はまた別途ですね、ご依頼に伺いたいと思います。

そんなことを含めてご協力をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。